

道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案 新旧対照条文 目次

○ 道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）（抄）（第一条関係）	1
○ 自動車登録令（昭和二十六年政令第二百五十六号）（抄）（第二条関係）	3
○ 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）（抄）（第三条関係）	4
○ 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）（抄）（第四条関係）	6
○ 自動車重量税法施行令（昭和四十六年政令第二百七十五号）（抄）（第五条関係）	8
○ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成四年政令第三百六十五号）（抄）（第六条関係）	9

改正案	現行
<p>（検査記録事項の自動車登録ファイル等への記録）</p> <p>第八条 登録自動車に係る法第七十二条第一項に規定する事項（以下「検査記録事項」という。）は、<u>現在記録ファイルに記録する。</u>ただし、当該記録した事項に係る自動車検査証記録事項が変更されたときは、<u>変更前の自動車検査証記録事項に係る検査記録事項は、保存記録ファイルに記録する。</u></p> <p>256（略）</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第十五条 法に規定する国土交通大臣の権限で次の各号に掲げるものは、当該各号に定める地方運輸局長に委任する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 法第十一条第四項及び第六項、第十五条の二第四項（法第十六条第六項及び第六十九条の二第五項において準用する場合を含む。）及び第五項、第十六条第二項、第四項、第五項及び第七項、第十八条第三項（法第六十九条の三において準用する場合を含む。）、第二十二條第一項、第四十一條第二項（予備検査を受けようとする自動車に取り付けられた装置に係るものに限る。）、第六十二條第一項及び第二項（法第六十三條第三項において準用する場合を含む。）、第六十三條第二項及び第五項、第六十六條第二項（第二号に係る部分（構造等変更検査に係るものを除く。）に限る。）、第六十九條の二第一項、第三項本文、第四項及び第六項、第七十一條第一項及び第二項、第七十一條の二第一項（新規検査に係るものを除く。）、<u>同条第二項において準用する法第五十四條第四項、第七十二條の三並びに第七十四條の五第一項に規定する国土交通大臣の権限</u></p>	<p>（検査記録事項の自動車登録ファイル等への記録）</p> <p>第八条 登録自動車に係る法第七十二条第一項に規定する事項（以下「検査記録事項」という。）は、<u>現在記録ファイルに記録する。</u>ただし、当該記録した事項に係る自動車検査証記録事項が変更されたときは、<u>変更前の自動車検査証記載事項に係る検査記録事項は、保存記録ファイルに記録する。</u></p> <p>256（略）</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第十五条 法に規定する国土交通大臣の権限で次の各号に掲げるものは、当該各号に定める地方運輸局長に委任する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 法第十一条第四項及び第六項、第十五条の二第四項（法第十六条第六項及び第六十九条の二第五項において準用する場合を含む。）及び第五項、第十六条第二項、第四項、第五項及び第七項、第十八条第三項（法第六十九条の三において準用する場合を含む。）、第二十二條第一項、第四十一條第二項（予備検査を受けようとする自動車に取り付けられた装置に係るものに限る。）、第六十二條第一項及び第二項（法第六十三條第三項において準用する場合を含む。）、第六十三條第二項及び第五項、第六十六條第二項（第二号に係る部分（構造等変更検査に係るものを除く。）に限る。）、第六十九條の二第一項、第三項本文、第四項及び第六項、第七十一條第一項及び第二項並びに第七十一條の二第一項（新規検査に係るものを除く。）、<u>同条第二項において準用する法第五十四條第四項並びに法第七十二條の三に規定する国土交通大臣の権限並びにこれらの権</u></p>

並びにこれらの権限に係る法第七十二条第一項に規定する国土交通
大臣の権限 最寄りの地方運輸局長

三・四 (略)
2
7 (略)

限に係る法第七十二条第一項に規定する国土交通大臣の権限 最寄
りの地方運輸局長

三・四 (略)
2
7 (略)

○ 自動車登録令（昭和二十六年政令第二百五十六号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（電子情報処理組織） 第七条（略） 2 自動車登録ファイルにする登録等に関する事務の処理のための電子情報処理組織への入力はOCR（光学的文字読取装置をいう。）を用い又は電気通信回線を通じて行い、その出力は印字又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により行う。</p>	<p>（電子情報処理組織） 第七条（略） 2 自動車登録ファイルにする登録等に関する事務の処理のための電子情報処理組織への入力はOCR（光学的文字読取装置をいう。）を用い又は電気通信回線を通じて行い、その出力は印字することにより行う。</p>

改正案	現行
<p>（貨物自動車の範囲）</p> <p>第五十一条 法第九十条の十第二項に規定する政令で定める自動車は、その自動車検査証に最大積載量の記録がある自動車（同条第一項に規定する自動車をいう。次条、第五十一条の三及び第五十一条の五において同じ。）で、財務省令で定めるものとする。</p> <p>（使用済自動車に係る自動車重量税の還付の申請等）</p> <p>第五十一条の五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第九十条の十五第一項及び第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 次号に掲げる場合以外の場合 自動車検査証の交付又は返付を受ける際に納付された自動車重量税の額に相当する金額を自動車検査証の有効期間の月数で除し、これに確定日から当該自動車検査証に記載された有効期間の満了する日までの月数を乗じて計算した金額（法第九十条の十五第一項に規定する使用済自動車（以下この条において「使用済自動車」という。）又は法第九十条の十五第二項に規定する被災自動車（以下この条において「被災自動車」という。）が第五十一条の三第一項に規定する継続検査を受けた同項に規定する特定自動車であり、かつ、確定日が新自動車検査証（当該継続検査の結果、返付を受ける自動車検査証をいう。以下この号において同じ。）の返付の日から旧自動車検査証（当該返付を受ける前の自動車検査証をいう。以下この号において同じ。）の有効期間の満了する日の一月前の日までの間の日である場合には、旧自動車検査</p>	<p>（貨物自動車の範囲）</p> <p>第五十一条 法第九十条の十第二項に規定する政令で定める自動車は、その自動車検査証に最大積載量の記録がある自動車（同条第一項に規定する自動車をいう。次条、第五十一条の三及び第五十一条の五において同じ。）で、財務省令で定めるものとする。</p> <p>（使用済自動車に係る自動車重量税の還付の申請等）</p> <p>第五十一条の五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第九十条の十五第一項及び第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 次号に掲げる場合以外の場合 自動車検査証の交付又は返付を受ける際に納付された自動車重量税の額に相当する金額を自動車検査証の有効期間の月数で除し、これに確定日から当該自動車検査証に記載された有効期間の満了する日までの月数を乗じて計算した金額（法第九十条の十五第一項に規定する使用済自動車（以下この条において「使用済自動車」という。）又は法第九十条の十五第二項に規定する被災自動車（以下この条において「被災自動車」という。）が第五十一条の三第一項に規定する継続検査を受けた同項に規定する特定自動車であり、かつ、確定日が新自動車検査証（当該継続検査の結果、返付を受ける自動車検査証をいう。以下この号において同じ。）の返付の日から旧自動車検査証（当該返付を受ける前の自動車検査証をいう。以下この号において同じ。）の有効期間の満了する日の一月前の日までの間の日である場合には、旧自動車検査</p>

証の交付又は返付の際に納付された自動車重量税の額に相当する金額を旧自動車検査証の有効期間の月数で除して計算した金額及び新自動車検査証の返付の際に納付された自動車重量税の額に相当する金額の合計額)

4
5
9 (略)

証の交付又は返付の際に納付された自動車重量税の額に相当する金額を旧自動車検査証の有効期間の月数で除して計算した金額及び新自動車検査証の返付の際に納付された自動車重量税の額に相当する金額の合計額)

4
5
9 (略)

改 正 案	現 行
<p>（自動車の乗車又は積載の制限）</p> <p>第二十二條 自動車の法第五十七條第一項の政令で定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 乗車人員（運転者を含む。次条において同じ。）は、自動車（普通自動車で内閣府令で定める大きさ以下の原動機を有するもの（以下この条において「ミニカー」という。）、普通自動車（ミニカーを除く。）又は大型特殊自動車で車体の大きさ及び構造を基準として内閣府令で定めるもの（以下この条において「特定普通自動車等」という。）、大型自動二輪車（側車付きのものを除く。以下この号、次号並びに第三号イ及びロにおいて同じ。）、普通自動二輪車（側車付きのものを除く。以下この号、次号並びに第三号イ及びロにおいて同じ。）並びに小型特殊自動車を除く。）にあつては自動車検査証（道路運送車両法第六十條第一項の自動車検査証をいう。以下この条において同じ。）に記録され、又は保安基準適合標章（道路運送車両法第九十四條の五第一項の保安基準適合標章をいう。以下同じ。）若しくは軽自動車届出済証（道路運送車両法第三條の軽自動車の使用者が同法第九十七條の三第一項の規定により届け出たことを証する書類をいう。以下同じ。）に記載された乗車定員を、ミニカー、特定普通自動車等、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車にあつては一人（特定普通自動車等、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車で運転者以外の者の用に供する乗車装置（以下この条において「乗車装置」という。）を備えるものにあつては二人）をそれぞれ超えないこと。ただし、道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する</p>	<p>（自動車の乗車又は積載の制限）</p> <p>第二十二條 自動車の法第五十七條第一項の政令で定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 乗車人員（運転者を含む。次条において同じ。）は、自動車（普通自動車で内閣府令で定める大きさ以下の原動機を有するもの（以下この条において「ミニカー」という。）、普通自動車（ミニカーを除く。）又は大型特殊自動車で車体の大きさ及び構造を基準として内閣府令で定めるもの（以下この条において「特定普通自動車等」という。）、大型自動二輪車（側車付きのものを除く。以下この号、次号並びに第三号イ及びロにおいて同じ。）、普通自動二輪車（側車付きのものを除く。以下この号、次号並びに第三号イ及びロにおいて同じ。）並びに小型特殊自動車を除く。）にあつては自動車検査証（道路運送車両法第六十條第一項の自動車検査証をいう。以下この条において同じ。）、保安基準適合標章（道路運送車両法第九十四條の五第一項の保安基準適合標章をいう。以下同じ。）又は軽自動車届出済証（道路運送車両法第三條の軽自動車の使用者が同法第九十七條の三第一項の規定により届け出たことを証する書類をいう。以下同じ。）に記載された乗車定員を、ミニカー、特定普通自動車等、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車にあつては一人（特定普通自動車等、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車で運転者以外の者の用に供する乗車装置（以下この条において「乗車装置」という。）を備えるものにあつては二人）をそれぞれ超えないこと。ただし、道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律（昭和三十九年</p>

法律（昭和三十九年法律第九号）第二条第二項に規定する締約国登録自動車にあつては、車両の保安基準に関する規定により定められる乗車定員を超えてはならないものとする。

二 積載物の重量は、自動車（ミニカー、特定普通自動車等及び小型特殊自動車を除く。）にあつては自動車検査証に記録され、又は保安基準適合標章若しくは軽自動車届出済証に記載された最大積載重量（大型自動二輪車及び普通自動二輪車で乗車装置又は積載装置を備えるものにあつては六十キログラム、第十二条第一項の内閣府令で定める大きさ以下の原動機を有する普通自動二輪車がリヤカーを牽引する場合におけるその牽引されるリヤカーについては百二十キログラム）を、ミニカーで積載装置を備えるものにあつては九十キログラムを、特定普通自動車等で積載装置を備えるものにあつては千五百キログラムを超えない範囲内において内閣府令で定める重量を、小型特殊自動車で積載装置を備えるものにあつては七百キログラムをそれぞれ超えないこと。ただし、前号の締約国登録自動車にあつては、車両の保安基準に関する規定により定められる最大積載重量を超えてはならないものとする。

三・四（略）

法律第九号）第二条第二項に規定する締約国登録自動車にあつては、車両の保安基準に関する規定により定められる乗車定員を超えてはならないものとする。

二 積載物の重量は、自動車（ミニカー、特定普通自動車等及び小型特殊自動車を除く。）にあつては自動車検査証、保安基準適合標章又は軽自動車届出済証に記載された最大積載重量（大型自動二輪車及び普通自動二輪車で乗車装置又は積載装置を備えるものにあつては六十キログラム、第十二条第一項の内閣府令で定める大きさ以下の原動機を有する普通自動二輪車がリヤカーを牽引する場合におけるその牽引されるリヤカーについては百二十キログラム）を、ミニカーで積載装置を備えるものにあつては九十キログラムを、特定普通自動車等で積載装置を備えるものにあつては千五百キログラムを超えない範囲内において内閣府令で定める重量を、小型特殊自動車で積載装置を備えるものにあつては七百キログラムをそれぞれ超えないこと。ただし、前号の締約国登録自動車にあつては、車両の保安基準に関する規定により定められる最大積載重量を超えてはならないものとする。

三・四（略）

改正案	現行
<p>（車両総重量の計算方法等）</p> <p>第五条 牽引自動車（その自動車検査証において第五輪荷重が最大積載量と一致するものに限る。）及び被牽引自動車（その自動車検査証において当該牽引自動車のみにより牽引されるものであることが明らかにされるものに限る。）の車両総重量は、当該牽引自動車にあつてはその自動車検査証に記録される車両総重量から第五輪荷重を控除し牽引重量を加えた重量とし、当該被牽引自動車にあつては異なるものとする。</p> <p>2 前項に規定する自動車以外の自動車の車両重量又は車両総重量は、当該自動車の自動車検査証に記録される車両重量又は車両総重量とする。この場合において、当該自動車検査証に記録される車両総重量が二以上あるときは、そのうちの最も重いものとする。</p> <p>3 第一項における用語については、次に定めるところによる。</p> <p>一 「第五輪荷重」とは、セミトラクタ（前車軸を有しない被牽引自動車であつて、その一部が牽引自動車に載せられ、かつ、当該被牽引自動車及びその積載物の重量の相当部分が牽引自動車によつて支えられる構造のものをいう。）を牽引することを目的とする牽引自動車の連結装置に垂直に負荷することができる最大荷重として当該牽引自動車の自動車検査証に記録される重量をいう。</p> <p>二 「牽引重量」とは、原動機の性能その他牽引自動車の駆動性能を基礎にして当該牽引自動車が最大限牽引することができるものとして算出された重量であつて、当該牽引自動車の自動車検査証に記録されるものをいう。</p> <p>4 (略)</p>	<p>（車両総重量の計算方法等）</p> <p>第五条 牽引自動車（その自動車検査証において第五輪荷重が最大積載量と一致するものに限る。）及び被牽引自動車（その自動車検査証において当該牽引自動車のみにより牽引されるものであることが明らかにされるものに限る。）の車両総重量は、当該牽引自動車にあつてはその自動車検査証に記載される車両総重量から第五輪荷重を控除し牽引重量を加えた重量とし、当該被牽引自動車にあつては異なるものとする。</p> <p>2 前項に規定する自動車以外の自動車の車両重量又は車両総重量は、当該自動車の自動車検査証に記載される車両重量又は車両総重量とする。この場合において、当該自動車検査証に記載される車両総重量が二以上あるときは、そのうちの最も重いものとする。</p> <p>3 第一項における用語については、次に定めるところによる。</p> <p>一 「第五輪荷重」とは、セミトラクタ（前車軸を有しない被牽引自動車であつて、その一部が牽引自動車に載せられ、かつ、当該被牽引自動車及びその積載物の重量の相当部分が牽引自動車によつて支えられる構造のものをいう。）を牽引することを目的とする牽引自動車の連結装置に垂直に負荷することができる最大荷重として当該牽引自動車の自動車検査証に記載される重量をいう。</p> <p>二 「牽引重量」とは、原動機の性能その他牽引自動車の駆動性能を基礎にして当該牽引自動車が最大限牽引することができるものとして算出された重量であつて、当該牽引自動車の自動車検査証に記載されるものをいう。</p> <p>4 (略)</p>

○ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成四年政令第三百六十五号）
 （抄）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（経過措置）

（経過措置）

第五条 法第十三条第一項の政令で定める期間は、自動車^が窒素酸化物排出自動車（法第十二条第一項に規定する窒素酸化物排出自動車をいう。次条第一項及び別表第二において同じ。）に該当することとなつた日から、道路運送車両法の規定によりその自動車に係る特定期日（別表第二の上欄に掲げる自動車の種別ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる車齢に応じ、同表の下欄に定める期日をいう。以下同じ。）以降の日が初めて有効期間の満了日として記録された自動車検査証が返付された後初めてその自動車に係る同法の規定による継続検査、臨時検査（特定期日の翌日以降に受けるものに限る。）又は構造等変更検査を受ける日の前日までとする。

第五条 法第十三条第一項の政令で定める期間は、自動車^が窒素酸化物排出自動車（法第十二条第一項に規定する窒素酸化物排出自動車をいう。次条第一項及び別表第二において同じ。）に該当することとなつた日から、道路運送車両法の規定によりその自動車に係る特定期日（別表第二の上欄に掲げる自動車の種別ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる車齢に応じ、同表の下欄に定める期日をいう。以下同じ。）以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証が返付された後初めてその自動車に係る同法の規定による継続検査、臨時検査（特定期日の翌日以降に受けるものに限る。）又は構造等変更検査を受ける日の前日までとする。

2
（略）

2
（略）

別表第二（第五条関係）

別表第二（第五条関係）

自動車の種別	車 齢	期 日
一 普通貨物 自動車及び 乗用自動車	（略）	（略）
	八年以下 のもの	初度登録日（自動車 ^が 初めて道路運送車両法第四条の規定により自動車登録ファイルに登録を受けた日）をいう。以下同じ。）から起算して九年間の末日（窒素酸化物排出自動車に

自動車の種別	車 齢	期 日
一 普通貨物 自動車及び 乗用自動車	（略）	（略）
	八年以下 のもの	初度登録日（自動車 ^が 初めて道路運送車両法第四条の規定により自動車登録ファイルに登録を受けた日）をいう。以下同じ。）から起算して九年間の末日（窒素酸化物排出自動車に

(略)	四 マイクロバス及び特種自動車（五の項に該当するものを除く。）	(略)	(略)	
(略)	九年以下のもの	(略)	(略)	
(略)	初度登録日から起算して十年間の末日（窒素酸化物排出自動車に該当することとなった日以降当該十年間の末日の前日までの間に自動車検査証に記録された有効期間の満了日が到来しない自動車にあっては、窒素酸化物排出自動車に該当することとなった日から起算して二年間の末日）に当たる日	(略)	(略)	該当することとなった日以降当該九年間の末日の前日までの間に自動車検査証に記録された有効期間の満了日が到来しない自動車にあっては、窒素酸化物排出自動車に該当することとなった日から起算して二年間の末日）に当たる日

(略)	四 マイクロバス及び特種自動車（五の項に該当するものを除く。）	(略)	(略)	
(略)	九年以下のもの	(略)	(略)	
(略)	初度登録日から起算して十年間の末日（窒素酸化物排出自動車に該当することとなった日以降当該十年間の末日の前日までの間に自動車検査証に記入された有効期間の満了日が到来しない自動車にあっては、窒素酸化物排出自動車に該当することとなった日から起算して二年間の末日）に当たる日	(略)	(略)	該当することとなった日以降当該九年間の末日の前日までの間に自動車検査証に記入された有効期間の満了日が到来しない自動車にあっては、窒素酸化物排出自動車に該当することとなった日から起算して二年間の末日）に当たる日